

温泉法の概要

制定：昭和23年第2回国会において成立。

同年7月10日公布、8月9日施行（昭和23年法律第125号）

最終改正：平成13年6月27日法律第72号（平成14年4月1日施行）

目的：温泉の保護とその利用の適正化、公共の福祉増進（第1条）

*本法の「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水等で、泉源温度25℃以上又は規定物質のいずれかを規定量以上含有するもの（第2条、別表）

温泉の保護

温泉の掘削等の許可制

温泉の掘削・増掘、動力の装置は、都道府県知事の許可が必要（第3条～第9条）

- ・温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める場合等は、不許可
- ・掘削等の許可の有効期間は2年間

知事による温泉源保護の措置

- ・温泉源を保護する必要があると認めるときの温泉採取制限命令（第10条）
- ・他目的掘削で温泉ゆう出量等に著しい影響等ある場合の影響防止措置命令（第12条）
- ・温泉のゆう出量等や利用状況に関する報告徴収、立入検査（第30、31条）

温泉の利用

温泉の公共的利用の許可制

公共の浴用・飲用には、都道府県知事又は保健所設置市（区）長の許可が必要（第13条）

- ・温泉の成分が衛生上有害であると認める場合等は、不許可

温泉の成分、禁忌症等の掲示

温泉施設に、温泉の成分、禁忌症、入浴・飲用上の注意の掲示を義務づけ（第14条）

- ・掲示は、登録分析機関の行う温泉成分分析の結果に基づく
- ・掲示内容は、都道府県知事等に届出、知事等は健康保護のため必要な変更の命令注）温泉の適応症（効能）は、掲示義務の対象外であるが、知事等が適正化の指導。

国民保養温泉地の指定

環境大臣は、温泉の公共的利用増進のための地域を指定（第25条）

環境大臣又は都道府県知事は、温泉利用施設等の改善に関し必要な指示（第26条）

<h2 style="text-align: center;">温泉法</h2> <p>(昭和二十三年七月十日法律第百二十五号) 最終改正：平成一三年六月二七日法律第七二号</p>	<h2 style="text-align: center;">温泉法施行規則</h2> <p>(昭和二十三年八月九日厚生省令第三十五号) 最終改正：平成一七年二月二四日環境省令第二号</p>
<p>第一章 総則 (目的) 第一条 この法律は、温泉を保護しその利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与することをもって目的とする。</p>	
<p>(定義) 第二条 この法律で「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。 2 この法律で「温泉源」とは、未だ採取されない温泉をいう。</p>	
<p>第二章 温泉の保護 (土地の掘削の許可) 第三条 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする者は、掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を有する者でなければならない。 3 都道府県知事は、温泉を工業用に利用する目的で第一項の申請をした者に対して同項の許可をしようとするときは、あらかじめ経済産業局長に協議しなければならない。</p> <p>(許可の基準) 第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。 一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。 二 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。 三 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であるとき。 四 申請者が第七条第一項第三号の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。 五 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。 2 都道府県知事は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。</p>	<p>(土地の掘削の許可の申請) 第一条 温泉法（以下「法」という。）第三条第一項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 二 掘削に係る温泉の利用の目的 三 掘削しようとする土地の所在、地番及び地目並びにその付近の状況 四 ゆう出路の口径、深さその他掘削の工事の施行方法 五 工事の着手及び完了の予定日 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一 掘削しようとする土地の付近の見取図 二 申請者が法第三条第二項に規定する権利を有することを証する書類 三 申請者が法第四条第一項第三号から第五号までに該当しない者であることを誓約する書面</p>
<p>(許可の有効期間等) 第五条 第三条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して二年とする。 2 都道府県知事は、第三条第一項の許可に係る掘削の工事が災害その他やむを得ない理由により当該許可の有効期間内に完了しないと見込まれるときは、環境省令で定めるところにより、当該許可を受けた者の申請により、一回に限り、二年を限度としてその有効期間を更新することができる。</p>	<p>(有効期間の更新の申請) 第二条 法第五条第二項（法第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による更新（第五号において単に「更新」という。）の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 二 法第三条第一項の許可又は法第九条第一項の増掘若しくは動力の装置の許可（以下「掘削許可等」という。）の別 三 掘削許可等を受けた日 四 掘削許可等に係る工事に係る土地の所在、地番及び地目 五 更新を必要とする理由</p>
<p>(工事の完了又は廃止の届出) 第六条 第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る掘削の工事を完了し、又は廃止したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 2 前項の規定による届出があつたときは、第三条第一項の許可は、その効力を失う。</p>	<p>(工事の完了又は廃止の届出) 第三条 法第六条第一項（法第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。 一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 二 掘削許可等の別 三 掘削許可等を受けた日 四 掘削許可等に係る工事に係る土地の所在、地番及び地目 五 工事の完了又は廃止の日</p>
<p>(許可の取消し等) 第七条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第三条第一項の許可を取り消すことができる。 一 第三条第一項の許可に係る掘削が第四条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当するに至つたとき。 二 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第一項第三号又は第五号のいずれかに該当するに至つたとき。 三 第三条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分を違反したとき。 2 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、第三条第一項の許可を受けた者に対して、公益上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	
<p>(原状回復命令) 第八条 都道府県知事は、第三条第一項の許可に係る掘削が行われた場合において、当該許可を取り消したとき、又は当該掘削が行われた場所に温泉がゆう出しないときは、その許可を受けた者に対して原状回復を命ずることができる。同項の許可を受けずに温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者に対しても、同様とする。</p>	
<p>(増掘又は動力の装置の許可) 第九条 温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。 2 第四条から前条までの規定は、前項の増掘又は動力の装置の許可について準用する。この場合において、第四条第一項第一号及び第二号、第五条第二項、第六条第一項並びに第七条第一項第一号中「掘削」とあるのは「増掘又は動力の装置」と、前条中「掘削が行われた場合」と</p>	<p>(増掘又は動力の装置の許可の申請) 第四条 法第九条第一項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 二 増掘又は動力の装置の目的</p>

<p>あるのは「増掘又は動力の装置が行われた場合」と、「当該掘削」とあるのは「当該増掘若しくは動力の装置」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者」とあるのは「温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置した者」と読み替えるものとする。</p>	<p>三 増掘又は動力の装置をしようとする場所及びその付近の状況 四 温泉のゆう出量、温度及び成分並びにゆう出路の口径及び深さ 五 増掘後のゆう出路の口径、深さその他増掘の工事の施行方法又は動力の装置の種類、出力その他動力の装置の詳細 六 工事の着手及び完了の予定日 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一 増掘又は動力の装置をしようとする場所の付近の見取図 二 申請者が法第九条第二項において準用する法第四条第一項第三号から第五号までに該当しない者であることを誓約する書面</p>
<p>(温泉の採取の制限に関する命令) 第十条 都道府県知事は、温泉源を保護するため必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者に対して、温泉の採取の制限を命ずることができる。 2 都道府県知事は、工業用に利用する目的で温泉を採取する者に対して、前項の命令をするときは、あらかじめ経済産業局長に協議しなければならない。</p>	
<p>(環境大臣への協議等) 第十一条 都道府県知事は、第三条第一項又は第九条第一項の規定による処分をする場合において隣接都府県における温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがあるときは、あらかじめ環境大臣に協議しなければならない。 2 環境大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、関係都府県の利害関係者の意見を聴かなければならない。</p>	
<p>(他の目的で土地を掘削した者に対する措置命令) 第十二条 都道府県知事は、温泉をゆう出させる目的以外の目的で土地が掘削されたことにより温泉のゆう出量、温度又は成分に著しい影響を及ぼす場合において公益上必要があると認めるときは、その土地を掘削した者に対してその影響を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 2 都道府県知事は、法令の規定に基づく他の行政庁の許可又は認可を受けて土地を掘削した者に対して前項の措置を命じようとするときは、あらかじめ当該行政庁と協議しなければならない。</p>	
<p>第三章 温泉の利用 (温泉の利用の許可) 第十三条 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 二 第二十七条第一項第三号の規定により前項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者 三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの 3 都道府県知事は、温泉の成分が衛生上有害であると認めるときは、第一項の許可をしないことができる。 4 第四条第二項の規定は、第一項の許可をしないときについて準用する。</p>	<p>(温泉の利用の許可の申請) 第五条 法第十三条第一項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 二 浴用又は飲用の別 三 温泉のゆう出地 四 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場所 五 温泉の温度並びに成分並びにその分析及び検査を行った登録分析機関の名称及び登録番号 2 前項の申請書には、申請者が法第十三条第二項各号に該当しない者であることを誓約する書面を添付しなければならない。</p>
<p>(温泉の成分等の揭示) 第十四条 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意を揭示しなければならない。 2 前項の規定による揭示は、次条第一項の登録を受けた者（以下「登録分析機関」という。）の行う温泉成分分析（当該揭示のために行う温泉の成分についての分析及び検査をいう。以下同じ。）の結果に基づいてしなければならない。 3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、第一項の規定による揭示をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その内容を都道府県知事に届け出なければならない。 4 都道府県知事は、第一項の施設において入浴する者又は同項の温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る揭示の内容を変更すべきことを命ずることができる。</p>	<p>(温泉の成分等の揭示) 第六条 法第十四条第一項の規定による揭示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。 一 源泉名 二 温泉の泉質 三 源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度 四 温泉の成分 五 温泉の成分の分析年月日 六 登録分析機関の名称及び登録番号 七 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由 八 温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由 九 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む。）及びその理由 十 温泉に入浴剤（着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。）を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由 十一 浴用又は飲用の禁忌症 十二 浴用又は飲用の方法及び注意 (温泉の成分等の揭示の届出) 第七条 法第十四条第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。 一 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 二 温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所 三 前条各号に掲げる事項</p>

(温泉成分分析を行う者の登録)

- 第十五条 温泉成分分析を行おうとする者は、その温泉成分分析を行う施設（以下「分析施設」という。）について、当該分析施設の所在地の属する都道府県の知事の登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 分析施設の名称及び所在地
 - 三 温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能
 - 四 その他環境省令で定める事項
- 3 都道府県知事は、第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を登録分析機関登録簿に登録しなければならない。
- 一 前項第三号に掲げる事項が、温泉成分分析を適正に実施するに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
 - 二 当該申請をした者が、温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有するものであること。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。
- 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 第二十一条（第三号を除く。）の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
 - 三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 5 都道府県知事は、第一項の登録をしたときはその旨を、当該登録を拒否したときはその旨及びその理由を、遅滞なく、申請者に書面により通知しなければならない。

(登録の申請)

- 第八条 法第十五条第二項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 申請者が法人である場合には、その定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
 - 二 申請者が個人である場合には、その住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
 - 三 分析施設（法第十五条第一項に規定する分析施設をいう。以下同じ。）の見取図
 - 四 温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有することを証する書類
 - 五 申請者が法第十五条第四項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- 2 法第十五条第二項第四号の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 温泉成分分析の業務の責任者（次号及び第三号において「分析責任者」という。）の氏名
 - 二 温泉成分分析の業務に関し分析責任者が有する資格
 - 三 分析責任者の温泉成分分析に関する経験及び研究成果の概要
 - 四 その他参考となるべき事項

(登録分析機関登録簿の様式)

第九条 法第十五条第三項の登録分析機関登録簿の様式は、様式第一のとおりとする。

(登録の基準)

- 第十条 法第十五条第三項第一号の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる器具、機械又は装置（これらと同程度以上の性能を有する器具、機械又は装置を含む。）を保有していることとする。
- 一 ガラス製棒状温度計（日本工業規格B七四一一に適合するものであつて、目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。）が0・一度以下のものに限る。）
 - 二 化学天びん（ひょう量が十グラム以上であつて、感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。）が0・一ミリグラム以下のものに限る。）
 - 三 原子吸光光度計
 - 四 分光光度計
 - 五 水素イオン濃度計（日本工業規格Z八八〇二に適合するガラス電極法による形式のものに限る。）
 - 六 イオンクロマトグラフ
 - 七 IM泉効計又は液体シンチレーションカウンター
 - 八 水銀用原子吸光分析装置
- 2 前項第七号に掲げる装置（これらと同程度以上の性能を有する器具、機械又は装置を含む。以下この項において「IM泉効計等」という。）については、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、申請者がその旨を証する書類を都道府県知事に提出したときは、保有することを要しない。
- 一 申請者が、IM泉効計等を保有している者との間で、温泉成分分析の実施のために必要な場合にIM泉効計等を借り受ける旨の契約を締結しているとき。
 - 二 申請者が、IM泉効計等を保有している登録分析機関との間で、当該登録分析機関がIM泉効計等を用いて行う温泉成分分析を申請者に代わつて行う旨の契約を締結しているとき。

(変更の届出)

第十六条 登録分析機関は、前条第二項各号に掲げる事項に変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(登録事項の変更の届出等)

- 第十一条 法第十六条の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。
- 一 届出者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
 - 二 登録の年月日
 - 三 登録番号
 - 四 変更の内容
 - 五 変更の年月日
 - 六 変更の理由
- 2 法第十六条の環境省令で定める軽微な事項は、第八条第二項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

(廃止の届出)

第十七条 登録分析機関は、温泉成分分析の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、当該登録分析機関の登録は、その効力を失う。

(温泉成分分析の業務の廃止の届出)

- 第十二条 法第十七条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。
- 一 届出者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
 - 二 登録の年月日
 - 三 登録番号
 - 四 廃止の年月日
 - 五 廃止の理由

(登録の抹消)

第十八条 都道府県知事は、前条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第二十一条の規定により登録を取り消したときは、当該登録分析機関の登録を抹消しなければならない。

(登録分析機関登録簿の閲覧)

第十九条 都道府県知事は、登録分析機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

<p>(登録分析機関の標識) 第二十条 登録分析機関は、環境省令で定めるところにより、その事務所及び分析施設ごとに、公衆の見やすい場所に、環境省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。</p>	<p>(登録分析機関の標識の掲示等) 第十三条 法第二十条の規定による掲示は、次の各号に掲げる事項を標識に記載して行うものとする。 一 登録の年月日 二 登録番号 三 登録を受けた分析施設の所在地の属する都道府県名 四 登録分析機関の氏名及び住所(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) 五 分析施設の名称及び所在地 2 法第二十条の環境省令で定める様式は、様式第二のとおりとする。</p>
<p>(登録の取消し) 第二十一条 都道府県知事は、登録分析機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。 一 第十五条第一項及び第二項、第十六条、第十七条第一項、前条、次条並びに第二十三条の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定に違反したとき。 二 第十五条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。 三 第十五条第四項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。 四 不正の手段により第十五条第一項の登録を受けたとき。</p>	<p>(不正行為の禁止) 第十四条 登録分析機関は、温泉成分分析の実施に当たつて厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。</p>
<p>(環境省令への委任) 第二十二条 第十五条から前条までに定めるもののほか、登録の手續、登録分析機関登録簿の様式その他登録分析機関の登録に関し必要な事項は、環境省令で定める。</p>	
<p>(温泉成分分析の求めに応ずる義務) 第二十三条 登録分析機関は、温泉成分分析の求めがあつた場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>	
<p>(報告徴収及び立入検査) 第二十四条 都道府県知事は、温泉成分分析の適正な実施を確保するために必要な限度において、温泉成分分析を行う者に対し、その温泉成分分析に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所若しくは分析施設に立ち入り、温泉成分分析に使用する器具、機械若しくは装置、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>(法第二十四条第二項の証明書の様式) 第十五条 法第二十四条第二項の証明書の様式は、様式第三のとおりとする。</p>
<p>(地域の指定) 第二十五条 環境大臣は、温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設(温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設、温泉を工業用に利用する施設その他温泉を利用する施設をいう。以下同じ。)の整備及び環境の改善に必要な地域を指定することができる。</p>	<p>(公示) 第十六条 環境大臣は、法第二十五条に規定する地域を指定したときは、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。公示した事項に変更があつたとき又は指定を取り消したときも、同様とする。</p>
<p>(改善の指示) 第二十六条 環境大臣又は都道府県知事は、前条の規定により指定する地域内において、温泉の公共的利用増進のため特に必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、温泉利用施設の管理者に対して、温泉利用施設又はその管理方法の改善に関し必要な指示をすることができる。</p>	<p>(温泉利用施設又はその管理方法の改善に関する指示) 第十七条 法第二十六条の指示は、あらかじめ環境大臣の定める施設の整備及び環境の改善に関する温泉地計画に基づいて行うものとする。</p>
<p>(許可の取消し等) 第二十七条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第十三条第一項の許可を取り消すことができる。 一 公衆衛生上必要があると認めるとき。 二 第十三条第一項の許可を受けた者が同条第二項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。 三 第十三条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。 2 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対して、温泉利用施設の制限又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	
<p>第四章 諮問及び聴聞 (審議会その他の合議制の機関への諮問) 第二十八条 都道府県知事は、第三条第一項、第四条第一項(第九条第二項において準用する場合を含む。)、第七条(第九条第二項において準用する場合を含む。)、第九条第一項又は第十条第一項の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。</p>	
<p>(聴聞の特例) 第二十九条 都道府県知事は、第七条第二項(第九条第二項において準用する場合を含む。)、第十条第一項又は第二十七條第二項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。 2 第七条(第九条第二項において準用する場合を含む。)、第十条第一項又は第二十七條の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p>	
<p>第五章 雑則 (報告徴収) 第三十条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対し、土地の掘削の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は温泉源から温泉を採取する者若しくは温泉利用施設の管理者に対し、温泉のゆう出量、温度、成分、利用状況その他必要な事項について報告を求めることができる。 2 経済産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、工業用に利用する目的で温泉源から温泉を採取する者又はその利用施設の管理者に対し、温泉のゆう出量、温度、成分、利用状況その他必要な事項について報告を求めることができる。</p>	

(立入検査)
 第三十一条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設に立ち入り、土地の掘削の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。
 2 経済産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉を工業用に利用する施設に立ち入り、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。
 3 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による立入検査について準用する。

(政令で定める市の長による事務の処理)
 第三十二条 第三章、第二十九条第一項(第二十七条第二項の規定による処分に係る部分に限る。)、第三十条第一項(温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対する報告の徴収に係る部分を除く。)又は前条第一項(温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所への立入検査に係る部分を除く。)の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地域保健法(昭和二十二年法律第一号)第五条第一項の政令で定める市(次項において「保健所を設置する市」という。)又は特別区の長が行うことができる。
 2 保健所を設置する市又は特別区の長は、前項に規定する事務に係る事項で環境省令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

(経過措置)
 第三十三条 前条第一項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合には、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第六章 罰則
 第三十四条 第三条第一項又は第九条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
 2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 一 第七条第二項若しくは第八条(これらの規定を第九条第二項において準用する場合を含む。)、第十条第一項又は第二十七条第二項の規定による命令に違反した者
 二 第十三条第一項の規定に違反した者
 三 第十五条第一項の規定に違反して登録を受けずに温泉成分分析を行った者
 四 不正の手段により第十五条第一項の登録を受けた者

第三十六条 第十四条第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
 一 第六条第一項、第十四条第三項又は第十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 二 第十四条第一項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
 三 第十四条第二項の規定に違反した者(前号の規定に該当する者を除く。)
 四 第二十三条の規定に違反した者
 五 第二十四条第一項又は第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 六 第二十四条第一項又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。
 一 第十七条第一項の届出を怠つた者
 二 第二十条の規定に違反した者

別表

一 温度(温泉源から採取されるとき温度とする。)	摂氏二十五度以上
二 物質(左に掲げるもののうち、いづれか一)	
物質名	含有量(一キログラム中)
溶存物質(ガス性のものを除く。)	総量一、〇〇〇ミリグラム以上
遊離炭酸(CO ₂)	二五〇ミリグラム以上
リチウムイオン(Li)	一ミリグラム以上
ストロンチウムイオン(Sr)	一〇ミリグラム以上
バリウムイオン(Ba)	五ミリグラム以上
フェロ又はフェリイオン(Fe, Fe)	一〇ミリグラム以上
第一マンガンイオン(Mn)	一〇ミリグラム以上
水素イオン(H)	一ミリグラム以上
臭素イオン(Br)	五ミリグラム以上
ヨ素イオン(I)	一ミリグラム以上
ふっ素イオン(F)	二ミリグラム以上
ヒドロ硫酸イオン(HAsO ₄)	一・三ミリグラム以上
メタ亜硫酸(HAsO ₂)	一ミリグラム以上
総硫黄(S) [HS, +S ₂ O ₃ , +H ₂ Sに対応するもの]	一ミリグラム以上
メタほう酸(HBO ₂)	五ミリグラム以上
メタけい酸(H ₂ SiO ₃)	五〇ミリグラム以上
重炭酸ソーダ(NaHCO ₃)	三四〇ミリグラム以上
ラドン(Rn)	二〇(百億分の一キュリー単位)以上
ラヂウム塩(Raとして)	一億分の一ミリグラム以上

(法第三十一条第三項において準用する法第二十四条第二項の証明書の様式)
 第十八条 法第三十一条第三項において準用する法第二十四条第二項の証明書の様式は、様式第四のとおりとする。

(保健所を設置する市等の長の通知すべき事項)
 第十九条 法第三十二条第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 一 法第十三条第一項の規定による許可の内容
 二 法第二十七条の規定による許可の取消し及び命令の内容
 三 前二号に掲げるもののほか都道府県知事が必要と認める事項

温泉法施行令

(昭和五十九年三月九日政令第二十五号)
 最終改正：平成一四年二月一四日政令第二九号

温泉法(以下「法」という。)第三章、第二十九条第一項(法第二十七条第二項の規定による処分に係る部分に限る。)、第三十条第一項(温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対する報告の徴収に係る部分を除く。)又は第三十一条第一項(温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所への立入検査に係る部分を除く。)の規定により都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地域保健法(昭和二十二年法律第一号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)の長及び特別区の長が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、保健所を設置する市の長及び特別区の長に関する規定として保健所を設置する市の長及び特別区の長に適用があるものとする。
 一 法第十三条第一項の規定による許可に関する事務
 二 法第十四条第三項の規定による届出の受理に関する事務
 三 法第十四条第四項及び第二十七条第二項の規定による命令に関する事務
 四 法第二十七条第一項の規定による許可の取消しに関する事務
 五 法第二十九条第一項の規定により行う聴聞(法第二十七条第二項の規定による命令に係るものに限る。)に関する事務
 六 法第三十条第一項の規定による報告の徴収(温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対するものを除き、公衆衛生上の見地から行うものに限る。)に関する事務
 七 法第三十一条第一項の規定による立入検査(温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所へのものを除き、公衆衛生上の見地から行うものに限る。)に関する事務